

別表第1(第2条関係)

種別	名称	室名\時間	使用料(円)		
			1時間につき	終日使用(8:30~22:00)	
保健衛生関連施設使用料	長門保健センター	栄養実習室	700	7,700	
		講座室1号	450	4,950	
		講座室2号	450	4,950	
		講座室2室利用	700	7,700	
		室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	栄養実習室	1時間につき	100		
	講座室1号	1時間につき	50		
	講座室2号	1時間につき	50		
	講座室2室利用	1時間につき	100		
	備考				
	1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。				
	2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。				
	3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
		名称	室名\時間	使用料(円)	
			1時間につき	終日使用(8:30~17:15)	
三隅保健センター	三隅保健センター	集団検診室	1,150	8,050	17時15分以降の使用規定はない。
		研修室(1)	450	3,150	
		研修室(2)	450	3,150	
		研修室(1)・研修室(2)2室利用	700	4,900	
		集団検診室・研修室(2)2室利用	1,300	9,100	
		集団検診室・研修室(1)・研修室(2)3室利用	1,650	11,550	
		情報交流室	450	3,150	
		栄養実習室	1,150	8,050	
		室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	集団検診室	1時間につき	100		
	研修室(1)	1時間につき	50		
	研修室(2)	1時間につき	50		
	情報交流室	1時間につき	50		
	栄養実習室	1時間につき	100		
備考					
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。					
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。					
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
日置保健センター	日置保健センター	集団検診室	1時間につき	1,150	8時30分から17時15分まで
		研修室	1時間につき	450	
		集団検診室・研修室2室利用	1時間につき	1,300	
		交流講座室	1時間につき	450	
		会議室	1時間につき	200	
		相談室	1時間につき	200	
		機能増進室	1人につき	50	
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	集団検診室	1時間につき	100		
	研修室	1時間につき	50		

集団検診室・ 研修室2室利用	1時間につき	150
交流講座室	1時間につき	50
会議室	1時間につき	50
相談室	1時間につき	50

備考
1 シャワーを使用するときは、1回につき100円を徴収する。
2 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
3 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。ただし、機能増進室は除く。
4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
油谷保健福祉センター	集団検診室	1時間につき	1,150	8時30分から20時まで
	研修室(1)	1時間につき	450	
	集団検診室・ 研修室(1)2室 利用	1時間につき	1,300	
	研修室(2)	1時間につき	450	
	健康講座室	1時間につき	450	
	栄養実習室	1時間につき	1,150	
	健康増進室	1人につき	100	
	室名	区分	冷暖房使用料(円)	

集団検診室	1時間につき	100
研修室(1)	1時間につき	50
集団検診室・ 研修室(1)2室 利用	1時間につき	150
研修室(2)	1時間につき	50
健康講座室	1時間につき	50
栄養実習室	1時間につき	100

備考
1 シャワーを使用するときは、1回につき100円を徴収する。
2 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
3 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。ただし、健康増進室は除く。
4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

種別	名称	区分	使用料(円)	摘要	
環境 衛生 関連 施設 使用 料	斎場	大人	本市住民	3,000	大人とは、12歳以上の者をいう。 小人とは、12歳未満の者をいう。 死産児とは、妊娠85日未満の胎児を含む。
			本市住民以外	30,000	
		小人	本市住民	2,000	
			本市住民以外	20,000	
		死産児	本市住民	1,000	
			本市住民以外	10,000	
		胎盤及び手術 肢体等	本市住民	1,000	
			本市住民以外	5,000	
備考 本市住民とは、死亡者の死亡時の住所又は火葬許可申請者の住所が長門市にあるときをいう。					

名称	区分	使用料(円)	摘要
産業廃棄物最終処分場	軽自動車以下の車	1台につき	1,050
	軽自動車を超える自動車	搬入量1トンごと	2,625

種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
社会	宇津賀多目的交流	事務室	1時間につき	100	8時30分から22時まで

福祉 関連 施設 使用 料	集会室 1		1時間につき	150	
	集会室 2		1時間につき	150	
	交流室		1時間につき	350	
	談話室		1時間につき	100	
	調理室		1時間につき	100	
	休憩室		1時間につき	50	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍とする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
商工 観光 関連 施設 使用 料	物産観光センター	会議室1号	1時間につき	350	8時30分から22時まで
		会議室2号	1時間につき	350	
		会議室3号	1時間につき	350	
		会議室2室利用 (1号・2号)	1時間につき	550	
		会議室3室利用	1時間につき	850	
		技能実習室	1時間につき	350	
		研修室	1時間につき	350	
		和室	1時間につき	200	
			室名	区分	
		会議室1号	1時間につき	50	
		会議室2号	1時間につき	50	
		会議室3号	1時間につき	50	
		会議室2室利用 (1号・2号)	1時間につき	100	
		会議室3室利用	1時間につき	150	
		技能実習室	1時間につき	100	
		研修室	1時間につき	100	
		和室	1時間につき	50	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
		名称	区分\時間	使用料(円)	
			8:00~12:00	12:00~18:	18:00~22: 8:00~22:00
海浜広場	入場料、会費 等を徴収しない 場合	3,000	4,500	4,500	12,000
	入場料、会費 等を徴収する 場合	9,000	13,500	13,500	36,000
	売店(1店1時間 につき)				400
備考 1 土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に使用するときには、定額の2割増とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 電力を使用するときには、定額にその実費相当額を加算した額とする。					
	名称	区分	使用料(円)	摘要	
伊上海浜公園	シャワー	1回につき	200		
	名称	区分	入浴料(円)	摘要	
湯免ふれあいセンター	大人	1回につき	500	10時から21時	
		回数券11回分	5,000	まで。	

	回数券25回分		10,000	大人とは、中学生以上をいう。 幼児とは、1歳以上小学生未満の者をいう。
小学生	1回につき		200	
	回数券11回分		2,000	
幼児	1回につき		100	
	回数券11回分		1,000	
室名	区分		使用料(円)	摘要
大広間1	使用人員20人以上	1時間につき	2,000	9時から21時まで
相談室	使用人員20人以上	1時間につき	600	
多目的ホール	使用人員20人以上	1時間につき	1,500	
談話室1	使用人員10人以上	1時間につき	600	
談話室2		1時間につき	300	
休憩室1		1時間につき	500	
休憩室2		1時間につき	400	
卓球室		1時間につき	500	
食堂及び売店			市長が別に定める額	

備考

- 入浴料には、専用貸タオル料を含む。
- 貸バスタオル料としては、別に100円を徴収する。
- 20人以上の団体が入浴するときは、定額の2割引とする。ただし、入浴回数券による利用者を除く。
- 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類するものを徴収するときの各室の使用料は、定額の4倍の額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。
- 各室の使用は、予約制とする。
- カラオケ機器を使用するときは、1曲につき100円を徴収する。

名称	区分		入浴料(円)	摘要	
日置農村活性化交流センター	大人	1回につき	400	10時から21時まで(9月から4月までは10時から20時まで) 大人とは、中学生以上をいう。 幼児とは、1歳以上小学生未満の者をいう。	
		回数券10回分	3,500		
	小学生	1回につき	200		
		回数券12回分	2,000		
	幼児	1回につき	100		
		回数券12回分	1,000		
	室名\時間	区分			使用料(円)
	交流ホール	使用人員20人以上	1時間につき		1,600
	多目的和室	使用人員5人以上	1時間につき		500

備考

- 20人以上の団体が入浴するときは、回数券扱いとする。
- 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類するものを徴収するときの各室の使用料は、定額の4倍の額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。
- 交流ホールを20人未満の者が使用するときの使用料は、1人1時間につき80円を徴収する。

		5 多目的和室を5人未満の者が使用するときの使用料は、1人1時間につき100円を徴収する。				
種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
農林施設使用料	農村婦人の家	郷土芸能文化 伝承室	1時間につき	150	8時30分から22時まで	
		農林産物食品 加工室	1時間につき	150		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 4 光熱水費は別に実費を徴収する。					
名称	区分		使用料(円)			
俵山特産品貯蔵所	1年につき		30,000			
備考 光熱水費は、別に実費を徴収する。						
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要		
茅刈集会所	集会所	1時間につき	200	8時30分から22時まで		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要		
林業センター	会議室	1時間につき	250	8時30分から22時まで		
	研修室	1時間につき	100			
	研修室(和室)	1時間につき	100			
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。						
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要		
上安田地区林業集 落センター	研修室	1時間につき	200	8時30分から22時まで		
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要		
油谷河原農業研修 所	多目的ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで		
	農事研修室	1時間につき	200			
	調理実習室	1時間につき	200			
	営農推進室	1時間につき	350			
		室名	区分	冷暖房使用料(円)		
		農事研修室	1時間につき	100		
		調理実習室	1時間につき	100		
		営農推進室	1時間につき	100		
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 4 光熱水費は別に実費を徴収する。						
種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
水産施設使用料	水産多目的集会所	多目的ホール	1時間につき	600	8時から22時まで	
		研修室	1時間につき	450		

使用料	生活改善室	1時間につき	450		
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	研修室	1時間につき		100	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の2倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
種別	名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
社会教育施設使用料	中央公民館	視聴覚音楽室	1時間につき	350	8時30分から22時まで
		会議室1	1時間につき	100	
		会議室2	1時間につき	150	
		会議室3	1時間につき	200	
		和室	1時間につき	350	
		談話室	1時間につき	150	
		大講堂	1時間につき	2,200	
		ステージ	1時間につき	500	
		2階ロビー	1時間につき	100	
		室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	視聴覚音楽室	1時間につき		50	
	会議室1	1時間につき		50	
	会議室2	1時間につき		50	
	会議室3	1時間につき		50	
	和室	1時間につき		50	
	談話室	1時間につき		50	
	大講堂	1時間につき		700	
	ステージ	1時間につき		100	
	2階ロビー	1時間につき		200	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増(市外官公庁は除く)とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
通公民館	講堂	1時間につき	600	8時30分から22時まで	
	会議室	1時間につき	350		
	講座室	1時間につき	200		
	談話室	1時間につき	100		
	調理実習室	1時間につき	150		
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	講堂	1時間につき			150
	会議室	1時間につき			100
	講座室	1時間につき			50
	談話室	1時間につき			50
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
仙崎公民館	講堂	1時間につき	600	8時30分から22時まで	
	会議室	1時間につき	150		
	和室	1時間につき	350		
	調理実習室	1時間につき	350		
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
講堂	1時間につき		150		

会議室	1時間につき	50
和室	1時間につき	50
備考		
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。		
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。		
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。		

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
俵山公民館	講堂	1時間につき	600	8時30分から22時まで
	会議室	1時間につき	350	
	つどいの部屋	1時間につき	150	
	和室	1時間につき	150	
	図書室(会議室として利用するとき。)	1時間につき	100	
	調理実習室	1時間につき	150	
		室名	区分	
	講堂	1時間につき	150	
	会議室	1時間につき	100	
	つどいの部屋	1時間につき	50	
	和室	1時間につき	50	
	図書室(会議室として利用するとき。)	1時間につき	50	
備考				
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。				
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。				
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
宗頭文化センター	研修室	1時間につき	250	8時30分から22時まで
	和室(1階)	1時間につき	100	
	交流室1	1時間につき	250	
	交流室2	1時間につき	250	
	交流室2室利用	1時間につき	500	
	調理実習室	1時間につき	200	
	野外炊飯場	1時間につき	200	
	体験工房	1時間につき	200	
	浴室	1人につき	100	
		室名	区分	
	研修室	1時間につき	100	
	和室(1階)	1時間につき	50	
	交流室1	1時間につき	50	
	交流室2	1時間につき	50	
	交流室2室利用	1時間につき	100	
	体験工房	1時間につき	50	
備考				
1 宿泊(22:00から翌日の8:30まで)を伴うときは、1人1泊につき次の額を徴収する。				
(1) 18歳以下の者 200円				
(2) その他の者 500円				
2 宿泊は5名以上の団体が利用する場合に認める。				
3 宿泊料には、浴室使用料を含む。				
4 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。				
5 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。				
6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
宇津賀公民館	会議室	1時間につき	150	8時30分から22時まで	
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	会議室	1時間につき		50	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
向津具公民館	研修室	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	調理実習室	1時間につき	200		
	和室	1時間につき	200		
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	研修室	1時間につき		100	
	調理実習室	1時間につき		50	
	和室	1時間につき		50	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
後ヶ迫集会所	集会所	1時間につき	300	8時30分から22時まで	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
向田集会所	集会所	1時間につき	300	8時30分から22時まで	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
三隅農業者トレーニングセンター	老人託児室	1時間につき	200	8時30分から22時まで	
	生活改善実習室	1時間につき	500		
	ホール・展示室(1階)	1時間につき	600		
	視聴覚室	1時間につき	600		
	生活改善室	1時間につき	300		
	会議室	1時間につき	300		
	研修室	1時間につき	500		
	ホール(2階)	1時間につき	150		
	交流室	1時間につき	150		
	多目的ホール	1時間につき	400		
	ステージ	1時間につき	200		
	室名	区分	冷暖房使用料(円)		
	老人託児室	1時間につき			50
	生活改善実習室	1時間につき		100	
ホール・展示室(1階)	1時間につき		100		
視聴覚室	1時間につき		100		

生活改善室	1時間につき	100
会議室	1時間につき	100
研修室	1時間につき	200
交流室	1時間につき	100

備考
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
日置農村環境改善センター	多目的ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	ステージ	1時間につき	200	
	農事相談室	1時間につき	200	
	実習娯楽室	1時間につき	200	
	茶道生花教室	1時間につき	250	
	視聴覚室	1時間につき	350	
	講座室	1時間につき	400	
	生活改善実習室	1時間につき	350	
	農事研修室	1時間につき	500	
		室名	区分	
	多目的ホール	1時間につき		300
	農事相談室	1時間につき		50
	実習娯楽室	1時間につき		50
	茶道生花教室	1時間につき		50
	視聴覚室	1時間につき		100
	講座室	1時間につき		100
	農事研修室	1時間につき		100

備考
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
日置高齢者コミュニティセンター	住民ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	農林産物加工実習室	1時間につき	300	
	老人休養娯楽室	1時間につき	100	
	講習室	1時間につき	100	
	技術研修室	1時間につき	100	

備考
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
黄波戸漁村センター	多目的ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	生活改善実習	1時間につき	350	
	教養文化室	1時間につき	350	
		室名	区分	
	教養文化室	1時間につき		100

備考
1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。
3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
宇津賀集落センター	研修室	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	和室	1時間につき	200		
	調理実習室	1時間につき	350		
		室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	研修室	1時間につき		100	
	和室	1時間につき		50	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	室名	区分	使用料(円)	摘要	
市立図書館	視聴覚室	1時間につき	1,550	9時30分から18時まで(7月及び8月は19時まで) 土曜日及び日曜日は9時30分から17時まで	
	研修室	1時間につき	600		
	和室	1時間につき	250		
	展示室	1時間につき	250		
		室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	視聴覚室	1時間につき		150	
	研修室	1時間につき		50	
	和室	1時間につき		50	
	展示室	1時間につき		50	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
種別	名称	区分		入館料(円)	
社会教育文化施設使用料	くじら資料館	個人(1人1回につき)	一般	200	
			高校生以下の者	100	
		団体(1人1回につき)	一般	160	
			高校生以下の者	80	
		共通券(1人1回につき)	一般	700	
			高校生以下の者	300	
備考 1 未就学児は、無料とする。 2 長門市民は、無料とする。 3 団体とは、20人以上のものをいう。 4 共通券(個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館常設展示観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。以下この項において同じ。)は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。					
名称	区分		入館料(円)		
金子みすゞ記念館	個人(1人1回につき)	一般	350		
		高校生以下の者	150		
	団体(1人1回につき)	一般	300		
		高校生以下の者	100		
	共通券(1人1回につき)	一般	700		
		高校生以下の者	300		
備考 1 未就学児は、無料とする。 2 長門市民は、無料とする。 3 団体とは、20人以上のものをいう。 4 共通券(個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館常設展示観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。以下この項において同じ。)は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。					

名称	区分			観覧料又は使	
村田清風記念館	常設展示観覧料	個人(1人1回につき)	一般	200	
			高校生以下の者	100	
		団体(1人1回につき)	一般	160	
			高校生以下の者	80	
		共通券(1人1回につき)	一般	700	
			高校生以下の者	300	
	特別展示観覧料	1人1回につき		市長が定める額	
研修室使用料	1時間につき		300		
研修室冷暖房使用料	1時間につき		50		
備考					
<p>1 常設展示観覧料とは、記念館が常時展示している作品等の観覧料をいう。</p> <p>2 特別展示観覧料とは、記念館が特別に企画し、展示する作品等の観覧料をいう。</p> <p>3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>4 未就学児は、無料とする。</p> <p>5 長門市民は、無料とする。</p> <p>6 団体とは、20人以上のものをいう。</p> <p>7 共通券(個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館常設展示観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。以下この項において同じ。)は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。</p>					
名称	区分			観覧料又は使	
香月泰男美術館	常設展示観覧料	個人(1人1回につき)	一般	500	
			高校生以下の者	200	
		団体(1人1回につき)	一般	400	
			高校生以下の者	150	
		共通券(1人1回につき)	一般	700	
			高校生以下の者	300	
	企画展示観覧料	1人1回につき		2,000円以内で市長が定める額	
	特別観覧料	熟覧(1点につき、1回)			200
		複写、模造等(1点につき、1回)			1,000
		撮影(1点につき、1回)	モノクローム	学術研究を目的とする場合	150
出版等を目的とする場合				1,000	
カラー		学術研究を目的とする場合	300		
	出版等を目的とする場合	2,000			
研修室使用料	1時間につき		200		
研修室冷暖房使用料	1時間につき		100		
備考					
<p>1 常設展示観覧料とは、美術館が常時展示している美術作品等の観覧料をいう。</p> <p>2 企画展示観覧料とは、美術館が特別に企画し、展示する美術作品等の観覧料をいう。</p> <p>3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。</p> <p>4 未就学児は、無料とする。</p> <p>5 長門市民は、無料とする。</p> <p>6 団体とは、20人以上のものをいう。</p>					

7 共通券(個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館常設展示観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。以下この項において同じ。)は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。

名称	室名	区分\時間		使用料(円)					
				9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00
ラポール ゆや	大ホール	入場料、会費 等が無料の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
			土曜日、日曜日 又は休日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
		入場料、会費 等が1,000円未 満の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
			土曜日、日曜日 又は休日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
		入場料、会費 等が1,000円以上 3,000円未満 の場合	平日	12,000	16,000	24,000	28,000	40,000	52,000
			土曜日、日曜日 又は休日	14,400	19,200	28,800	33,600	48,000	62,400
	入場料、会費 等が3,000円以上 5,000円未満 の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000	
		土曜日、日曜日 又は休日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000	
	入場料、会費 等が5,000円以上 の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000	
		土曜日、日曜日 又は休日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600	
	ステージ			3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000
	楽屋	第1楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
第2楽屋			800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200	
ホワイ エ・ロ ビー	物品等の販売 を行わない場合	使用面積が全 体の1/2以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700	
		使用面積が全 体の1/3以上 1/2未満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900	
		使用面積が全 体の1/3未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500	
	物品等の販売 を行う場合	1店につき	—	—	—	—	—	2,400	
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1,500	
室名		区分	使用料(円)			摘要			
コミュニティーホール①		1時間につき	300			8時30分から 22時まで			
コミュニティーホール②		1時間につき	300						
コミュニティーホール③		1時間につき	300						
コミュニティーホール全室		1時間につき	600						
視聴覚室		1時間につき	300						
研修室①(和室)		1時間につき	200						
研修室②		1時間につき	200						
室名		区分	冷暖房使用料(円)						

大ホール	1時間につき	3,000
第1楽屋	1時間につき	100
第2楽屋	1時間につき	100
コミュニティーホール①	1時間につき	150
コミュニティーホール②	1時間につき	150
コミュニティーホール③	1時間につき	150
コミュニティーホール全室	1時間につき	400
視聴覚室	1時間につき	300
研修室①(和室)	1時間につき	200
研修室②	1時間につき	200
ホワイエ・ロビー	1時間につき	550
ステージのみ	1時間につき	1,000
備品・大道具名	区分	備品・大道具使用料(円)
オーケストラ・コーラスセット	1日につき	3,000
舞台セット	1日につき	7,500
ピアノ	1日につき	3,000
16ミリ映写機	1日につき	1,500

備考

- 1 営利を目的とするときの使用料(大ホール、ホワイエ・ロビーの使用料並びに冷暖房使用料及び備品・大道具使用料を除く。)は、定額の3倍の額とする。
- 2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの使用料は、午前9時から12時までの基本使用料の100分の40を乗じて得た額とする。
- 3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の使用料を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。

種別	名称	具体的名称	区分	使用料(円)			
社会 体育 施設 使用 料	総合公園	テニスコート	1面、1時間につき	高校生以下の者(すべての者が高校生以下の者のときに限る。ただし、引率指導教諭等を除く。)	1回 回数券11枚綴り	250 2,500	
				その他の者	1回 回数券11枚綴り	500 5,000	
			備考				
			<ol style="list-style-type: none"> 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 				
	名称	区分	使用料(円)	摘要			
赤崎山スポーツ遊園地	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき	250	8時30分から22時まで			
		1時間につき	1,000				
		1店1時間につき	400				
備考							
<ol style="list-style-type: none"> 1 土曜日、日曜日又は休日に使用するときは、定額の2割増とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 							
	名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要		

長門武道館	柔剣道場	1時間につき	300	8時30分から22時まで
	弓道場	1時間につき	150	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
通体育館	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	体育館(全面)	1時間につき	800	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
青海島体育館	体育館	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。			
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
大畑体育館	体育館	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	多目的室	1時間につき	200	
	調理実習室	1時間につき	300	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
長門農業者トレーニングセンター	体育館(半面)	1時間につき	500	8時30分から22時まで
	体育館(全面)	1時間につき	1,000	
	トレーニング場	1人1回につき	100	
	研修室	1時間につき	300	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称		区分	使用料(円)	摘要
小河内公園グラウンド	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき	400	8時30分から21時まで
		1時間につき	1,600	
	売店	1店1時間につ	400	
備考 1 土曜日、日曜日又は休日を使用するときは、定額の2割増とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要

三隅総合運動公園	グラウンド(半面)	1時間につき	200	8時30分から22時まで
	グラウンド(全面)	1時間につき	400	
	100mコース	1時間につき	100	
	跳躍コース	1時間につき	100	
	ミーティングルーム	1時間につき	300	
	放送用具一式	1時間につき	50	
	具体的名称	区分	冷暖房使用料(円)	
ミーティングルーム	1時間につき		100	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。ただし、放送用具は除く。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
三隅勤労者スポーツセンター	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	体育館(全面)	1時間につき	800	
	ミーティング室	1時間につき	150	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
三隅上地区農業者健康管理センター	多目的ホール	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	老人作業室	1時間につき	200	
	浴室	1人につき	50	
	具体的名称	区分	冷暖房使用料(円)	
	多目的ホール	1時間につき		150
老人作業室	1時間につき		100	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
三隅地区教育施設	三隅弓道場	年間	3,000	8時30分から22時まで
		臨時	1時間につき 50	
	三隅テニスコート	年間	3,000	
		臨時	1時間につき 250	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				
名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
日置総合運動公園	農村広場	1時間につき	200	8時30分から22時まで
	健康広場	1時間につき	400	
	ふれあいの館	1時間につき	200	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。				

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
日置地域づくりセンター	多目的ホール(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	多目的ホール(全面)	1時間につき	800	
	控室	1時間につき	300	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
日置B&G海洋センター	体育館(半面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで	
	体育館(全面)	1時間につき	800		
		具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
		OPヨット	1艇	2時間につき	600
		12フィートヨット	1艇	2時間につき	1,000
		カヌー	1艇	2時間につき	600
		B&Gカッター	1艇	2時間につき	1,000
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。					

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
油谷総合運動公園	グラウンド(半面)	1時間につき	200	8時30分から22時まで
	グラウンド(全面)	1時間につき	400	
	テニスコート(1面)	1時間につき	250	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
油谷勤労者体育センター	ミーティング	1時間につき	200	8時30分から22時まで
	卓球場	1時間につき	100	
	体育館(半面)	1時間につき	400	
	体育館(全面)	1時間につき	800	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
油谷コミュニティパーク	ふれあい広場	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	グラウンドゴルフ場	1時間につき	200	
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。				

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
川尻・文洋・伊上施設	体育館	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。			

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要	
夜間照明施設	総合公園テニスコート	1面、30分につき	200		
	小河内公園グラウンド	1面、30分につき	840		
	通グラウンド	30分につき	840		
	三隅総合運動公園グラウンド	カード1枚	100度数	4,800	
		カード1枚	50度数	2,500	
		カード1枚	25度数	1,300	
	三隅テニスコート	1時間につき	400		
	日置総合運動公園グラウンド	30分につき	840		
	油谷総合運動公園グラウンド	30分につき	48灯	840	
		30分につき	24灯	420	
30分につき		12灯	210		
備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。1時間に満たないときも同様とする。					

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
小・中学校屋内運動場	体育館(片面)	1時間につき	400	8時30分から22時まで
	体育館(全面)	1時間につき	800	

名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
小・中学校屋外運動場夜間照明施設	仙崎小学校グラウンド	30分につき	840	
	俵山小学校グラウンド	30分につき	840	
	俵山小学校グラウンド庭球場	30分につき	260	
	三隅中学校グラウンド	30分につき	500	
	向津具小学校グラウンド	30分につき	420	
	備考 使用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。			